

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
専門家登録要領

(通則)

第1条 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「機構」という。）が実施する事業等で派遣する専門家の登録及び更新等については、この要領に定めるところによる。

(専門家の要件)

第2条 機構に登録する専門家は、中小企業者等の経営課題等についての的確に分析、診断、助言等を行うことができる専門性の高い知識、技能、経験等の能力を有していなければならない。

- 2 機構が登録を求める専門家の分野は、別表1のとおりとする。
- 3 専門家を登録する際は、機構内に設置する審査会にて審査することとする

(専門家登録の申請)

第3条 機構の専門家として登録を希望する者は、専門家登録申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて機構に提出しなければならない。

- (1) 専門家略歴書（様式第2号）
- (2) 宣誓書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) その他、機構が必要と認める書類

(専門家登録審査会)

第4条 専門家登録審査会（以下「審査会」という。）は、機構の専門家登録に関する審査等を行う目的で設置する。

- 2 審査会は、機構グループ長のなかから委員4名以内で組織する。
- 3 審査会議長は、専門家派遣事業を所管する担当グループ長とする。
- 4 審査会は、議長が召集し、委員の過半数をもって成立するものとする。

(専門家登録審査)

第5条 機構は、専門家登録申請書（様式第1号）を受理したときは、審査会委員等による面談を実施し、第4条に定める審査会を開催するものとする。

- 2 審査会は、次の各号を総合的に勘案し、専門家としての適正を審査する。ただし、県の財団等に登録されている専門家は、この限りではない。
 - (1) 申請者が有する知識、技能、経験等の専門性の程度
 - (2) 支援実績の有無及びその内容、程度

- (3) 専門分野に関連する主な経歴
- (4) その他専門家として適当と認められる事項

(専門家の登録及び登録期間)

第6条 機構は、審査委員会の審査結果を参考に登録の可否を判定し、専門家の登録を行うものとする。なお、機構が特別の事由により登録が必要と認める場合は審査委員会の審査結果に依らず専門家登録を行うことができる。

- 2 機構は、専門家の登録を行ったときは、専門家登録決定通知書（様式第5号）をもって当該専門家に通知するものとする。
- 3 専門家の登録期間は、登録を行った年度の次々年度の3月31日までとする。

(専門家登録の更新手続)

第7条 登録の更新を希望する者は、登録期間が終了する年度の2月末日までに専門家登録更新申請書（様式第6号）に次の各号の書類を添えて理事長に提出しなければならない。なお、登録期間終了までに専門家登録更新申請書の提出が認められない場合は、原則登録を取り消しとする。

- (1) 更新前の登録期間中に行った支援実績等が分かる書類等
 - (2) 更新前の登録期間中に新たに資格を取得した場合は、資格を証する書類の写し等
 - (3) 宣誓書（様式第3号）
 - (4) 誓約書（様式第4号）
 - (5) その他、機構が必要と認める書類
- 2 機構は、専門家登録更新申請書（様式第6号）を受理したときは、内容の確認を行い、適当と認められる者を更新登録するものとする。
 - 3 機構は、専門家登録の更新を行ったときは、専門家登録更新決定通知書（様式第7号）をもって当該専門家に通知するものとする。

(専門家の取り下げ)

第8条 登録専門家は、やむを得ない事由があるときは、専門家登録の取り下げを申し出ることができる。

- 2 専門家登録の取り下げを希望する者は、専門家登録取り下げ申出書（様式第8号）を機構に提出するものとする。
- 3 機構は、専門家登録取り下げ申出書（様式第8号）を受領したときは、内容を確認のうえ速やかに当該専門家の登録を抹消するものとする。
- 4 機構は、専門家登録の抹消を行ったときは、専門家登録取消決定通知書（様式第9号）をもって当該専門家に通知するものとする。

(専門家登録の取消)

第9条 機構は、登録専門家が次の各号のいずれかに該当する場合には、機構にて審査し、専門家登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 専門家から専門家登録取り下げ申出書(様式第8号)の提出があった場合
- (2) 機構または専門家派遣事業等の信用を著しく傷つけた、若しくはそのおそれがあると認められた場合
- (3) 病気等により診断・助言の業務に堪えられないと認められる場合
- (4) 刑罰に処せられたと認められる場合
- (5) その他、登録専門家として不適格と判断される場合

2 機構は、前項の処分を行うときは、原則として該当者に聴聞の機会を与えるものとする。

3 機構は、専門家登録を取り消した場合、専門家登録取消決定通知書(様式第9号)をもって当該専門家に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は機構が別に定める。

附則

- 1 この要領は平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に決定した専門家登録については従前の例のとおりとする。

別表 1

専門分野分類表

分類	分類番号	分野	内容
1. 経営	1-01	経営全般	経営計画・経営革新・事業戦略・BCP 等
	1-02	財務	財務・税務・投資・会計 等
	1-03	労務	労務・人事（制度、教育）・組織・管理 等
	1-04	人材育成	人材育成 等
	1-05	マーケティング	広告・市場調査・商品企画・販売促進・流通 等
	1-06	その他	その他の経営に関すること
2. 創業	2-01	経営	ビジネスプラン構築 等
	2-02	財務	資金調達・財務・労務・会計 等
	2-03	その他	その他の創業に関すること
3. 技術	3-01	機械	システム設計・制御・工具 等
	3-02	繊維	糸加工・編織加工・染色仕上加工・縫製加工 等
	3-03	材料・加工	加工技術・研究開発・新材料 等
	3-04	電機・電子	電機一般・電子工学・通信・楽器 等
	3-05	光	認識・計測・制御・加工・開発 等
	3-06	映像・音楽	デジタルコンテンツ 等
	3-07	環境・エネルギー	環境全般・公害・省エネ 等
	3-08	材料	有機物質・無機物質 等
	3-09	製品	製品企画・製品デザイン 等
	3-10	鍛造・窯業	鍛造・窯業関連 等
	3-11	木工・木製品	木製品関連 等
	3-12	農業	農業・林業・漁業関連 等
	3-13	健康・医療	健康・医療・福祉関連 等
	3-14	生産管理	生産管理・工程管理 等
	3-15	情報	情報処理・システム開発・IT全般・オープンデータ 等
	3-16	規格	ISO9000・ISO14000 等
	3-17	その他	その他の技術に関すること
4. 知財	4-01	財産	知的財産活用 等
	4-02	法律・法務	法律・特許 等
	4-03	その他	その他の知財分野に関すること
5. その他	5-01	海外展開・国際化	海外進出・海外取引・国際化対応 等
	5-02	観光	産業観光・インバウンド 等
	5-03	その他	いずれの分野にも該当しないこと